

桑名市 地区計画の届出 手引き

下記の地区計画の区域内で、土地の区画形質の変更、建築物の建築、工作物の建設などの行為を行う場合に、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日について行為着手の30日前までに市長への届出が必要です。

- | | |
|------------------|-------------------------|
| ①森忠芳ヶ崎地区 | ②播磨特定土地区画整理事業地区(陽だまりの丘) |
| ③播磨前農住地区 | ④西別所北部区画整理地区 |
| ⑤城山土地区画整理地区 | ⑥多度力尾地区 |
| ⑦桑名ビジネスリサーチパーク地区 | ⑧多度御衣野地区 |
| ⑨多度力尾東部地区 | ⑩小山西地区 |
| ⑪多度御衣野東部地区 | ⑫多度御衣野南部地区 |
| ⑬播磨西部地区 | |

I. 届出の対象となる行為

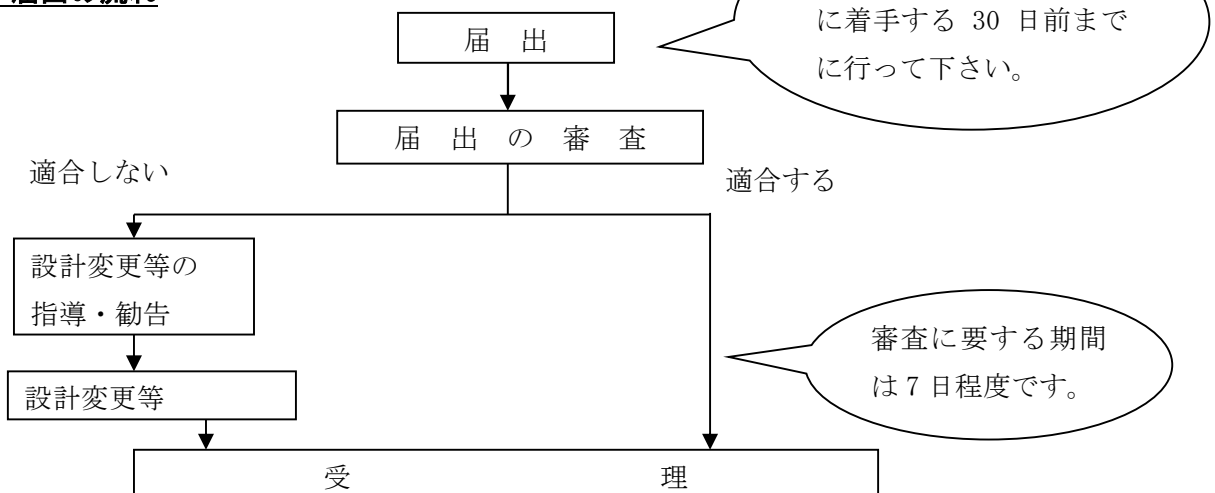
- ①土地の区画形質の変更
- ②建築物の建築
- ③工作物の建設
- ④建築物等の用途の変更

(※地区整備計画に用途の制限がある場合のみ)

- ⑤建築物又は工作物の形態又は意匠の変更

(※地区整備計画に形態又は意匠に係る制限がある場合のみ)

II. 届出の流れ



III. 届出書の提出先・問合せ先

都市計画課 都市計画景観係

TEL0594-24-1223

Ⅳ. 提出書類（正・副 各1部 計2部）

図書の種類	届出の対象となる 行為の種類					記載事項
	①	②	③	④	⑤	
届出書	○	○	○	○	○	都市計画法施行規則別記様式第11の2
委任状	○	○	○	○	○	任意様式 ※申請者本人が提出、受取、問合せ対応する場合は不要
付近見取図	○	○	○	○	○	縮尺（1/2500以上）、方位 目標となる地物 行為地の位置
区域図	○					縮尺（1/1000以上）、方位、当該区域 周辺の公共施設等
設計図	○					縮尺（1/100以上）、方位 造成計画平面図、断面図、構造図等
求積図		○	○	○		※配置図兼用でも可 ※仮換地証明書を添付する場合は、求積図不要
配置図 又は 外構図		○	○	○	○	縮尺（1/100以上）、方位、敷地境界線 壁面後退線（道路境界及び敷地境界から1m）【注1】 敷地内における建築物の位置 （壁芯及び壁面から敷地境界線までの距離） 申請に係る建築物と他の建築物の別 垣又はさくの位置、構造 擁壁（ブロック積み）の位置及び天端の高さ 土地の高低、道路中心の高さ 敷地に接する道路の位置及び幅員
立面図		○	○	○	○	縮尺（1/50以上） 開口部の位置 軒及び庇の出 軒の高さ及び建築物の高さ 屋根、壁面などの仕上げ（素材及び色彩（マンセル表色系などによる表示））【注1】
各階平面図		○	○	○		縮尺（1/50以上）、方位 間取り、各室の用途 開口部の位置

※仮換地指定を受けた土地で、165㎡未満のものについては、「仮換地証明書の写し」を添付してください。

※その他、必要に応じて参考となる事項を記載した図書を添付してください。

※【注1】：地区整備計画に制限がある場合のみ、記載をしてください。

[illegible]

V. 行為の変更届出

- 「地区計画の区域内における行為の届出」を提出し受理された後に、その届出に係る事項（設計又は施行方法）を変更しようとするときは、変更の届出をしてください。

- 変更に係る行為に着手する日の「30 日前」まで

- | | |
|-----------------|----------|
| ① 行為の変更届出書 | 正・副各 1 部 |
| ② その他届出に必要な添付図書 | 正・副各 1 部 |
| ③ 委任状(任意様式) | 正・副各 1 部 |

※ 「行為の届出」に必要な添付図書のうち、変更部分を明示するために必要な図書を添付して下さい。